

運転適性検査及び同指導者養成要綱の全部改正について

(平成12年3月31日岩交通第35号警察本部長)

(沿革)平成24年12月岩交通第83号改正

各 部 長
首席監察官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり全部改正し、平成12年4月1日から施行することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、運転適性検査及び同指導者養成要綱の制定について(昭和46年7月26日付け、岩運発第264号、岩交企発第185号)廃止する。

別添

運転適性検査及び同指導者養成要綱

第1 目的

この要綱は、交通運輸事業所、一般会社、事業所、及び指定自動車教習所等(以下「民間事業場等」という。)において、みずから従業員又は教習生を対象として実施する、性格等に関する運転適性検査の実効を図るため、運転適性検査「警察庁方式運転適性検査K-1、K-2」の実施要領及び運転適性検査指導者の要件等を定め、安全運転管理に寄与することを目的とする。

第2 運転適性検査指導者(以下「指導者」という。)

1 指導者の資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了した者
- (2) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修(警察)、取消処分者講習指導員研修(一般)、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者
- (3) 自動車安全運転センターが実施する安全運転管理課程(5日間コース)の研修を修了した者
- (4) 上記以外の者で、警察本部長(以下「本部長」という。)が実施する新任指導者教養を修了した者

2 民間事業場等における指導者の資格確認

民間事業場等において指導者を選任しようとするときは、運転適性検査指導者資格確認申出書(様式第1号)を所轄警察署長を経由して本部長に提出し、指導者の資格を確認することができる。

3 新任指導者教養の事前検査

- (1) 上記1(4)の新任指導者教養を受講しようとする者は、事前に指定の日時場所において、科警研編「運転適性検査(73-1)」の検査を受検するものとする。
- (2) 前記検査において、4若しくは5の判定を受けた者又は3の判定を受けた者で精神的活動性の性能別判定値が4若しくは5のものを当該検査の合格者とする。
- (3) 合格者は、新任指導者教養を受講するものとする。ただし、大学において心理学を専攻した者又はこの種の検査の経験が豊かであって、本部長が教養を行うことを要しないと認められるものについては、この限りでない。

4 新任指導者教養

新任指導者教養は、年1回以上日時場所を定め、次により行うものとする。

期間	内 容	時 間
----	-----	-----

第 1 日 目	運転適性検査の基本	1 時間
	運転適性検査実施要領	1 時間
	運転適性検査 K 型採点・評価・判定・診断表作成	2 時間
	運転適性検査実施実習	3 時間
第 2 日 目	運転行動と心理特性の概説	2 時間
	運転適性診断表の読み方	1 時間
	運転適性検査結果に基づく指導要領	1 時間
	運転適性検査結果に基づく指導実習	2 時間
	運転適性検査取扱上の留意事項	1 時間

5 指導者資格者証の交付

指導者の資格を有する者は、運転適性検査指導者資格者証交付申出書（様式第 2）により、本部長から運転適性検査指導者資格者証（様式第 3 号）の交付を受けることができる。

なお、本部長は、運転適性検査指導者資格者証交付簿（様式第 4 号）に登載し、運転適性検査指導者資格者証の交付状況を明らかにしておかなければならない。

第 3 上級運転適性検査指導者（以下「上級指導者」という。）

1 上級指導者の資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 運転適性検査指導者資格者証の交付を受けた後、運転適性検査業務に従事した経験の期間がおおむね 5 年以上の者で、上級指導者教養を受け、上級指導者に係る審査に合格した者
- (2) 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了し、運転適性検査業務に従事した経験の期間が 2 年以上の者
- (3) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修(警察)、取消処分者講習指導員研修(一般)、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者で、本部長からの上申を受け、警察庁交通局運転免許課長が適当と認める者

2 上級指導者教養受講資格の確認

- (1) 前記 1 (1)に規定する「指導者資格者証の交付を受けた後、運転適性検査業務に従事した経験の期間がおおむね 5 年以上の者」が、上級指導者教養を受講しようとするときは、上級運転適性検査指導者資格確認申出書（様式第 5 号）を所轄警察署長を経由して本部長に提出し、受講資格を確認することができる。
- (2) 本部長は、受講資格を有する者に対し、上級指導者の教養及び審査の日時場所を指定しなければならない。

3 上級指導者教養及び審査の実施要領等

(1) 上級運転適性検査指導者教養

上級指導者の教養は、必要に応じて年 1 回期日を定め、次により行うものとする。

期間	内 容	時 間
1 日	運転適性検査の仕組み	1 時間
	運転適性検査実施実習	2 時間
	運転適性検査結果の読み方と指導実習	2 時間
	運転適性検査取扱上の留意事項	1 時間

(2) 上級運転適性検査指導者審査の実施要領

ア 審査問題は、次表左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる審査細目について、補完式又は択一式の筆記試験により行うものとする。

イ 試験問題の出題数は20問、所要時間は30分間とする。

審査項目	審査細目
運転適性検査の仕組み	1 運転適性に関する知識 2 各種運転適性検査の用途 3 心理検査に係る統計上の基礎知識
運転適性検査実施実習	1 適切な検査実施要領 2 採点、評価値算出及び診断票作成要領
運転適性検査結果の読み方と指導実習	1 運転適性検査で測定している要素 2 カウンセリング手法に基づいた指導要領
運転適性検査取扱い上の留意事項	1 検査結果の適正な取扱い・管理 2 指導者に求められる資質・資格 3 運転者教育における運転適性検査の役割

(3) 審査基準

合格基準は、90パーセント以上の成績であることとする。

4 上級運転適性検査指導者資格者証の交付申請

上級指導者の資格を有する者は、上級運転適性検査指導者資格者証交付申出書（様式第6号）により、本部長から上級運転適性検査指導者資格者証（様式第7号）の交付を受けることができる。

なお、本部長は、上級運転適性検査指導者資格者証交付簿（様式第8号）に登載し、上級運転適性検査指導者資格者証の交付状況を明らかにしておかなければならない。

第4 研修会の開催

本部長は、指導者及び上級指導者の資質の向上を図るため、それぞれの必要に応じて年1回以上研修会を開催するものとする。

第5 運転適性検査「警察庁方式運転適性検査K-1、K-2」の実施要領

1 検査の実施

検査は「運転適性検査指導者資格者証」の交付を受けた者が行い、その対象はおおむね1回30名を限度とする。

なお、必要により補助者を付ける場合、当該補助者についても指導者資格者証の交付を受けた者とする。

2 指定自動車教習所における検査の実施

指定教習所において教習生に対し、検査を実施する場合は、技能教習を実施する前、できるだけ早い時期に実施しなければならない。ただし、過去1年以内に運転適性検査を受けている者については、これを行わないことができる。

3 検査後の措置

指導者及び上級指導者は、検査を実施した場合、安全運転の助言及び指導を行うものとし、適性上特に疑問のある者については、岩手県警察本部交通部運転免許課に連絡するものとする。

4 検査用紙の管理

指導者、上級指導者又は民間事業場等の責任者は検査用紙の管理については、次により適正を期するものとする。

(1) 検査用紙は運転適性検査用紙使用管理簿（様式第9号）により、その使用状況を明らかにしておくこと。

(2) 使用済みの用紙はすみやかに焼却するものとし、その散逸を防ぐこと。

(3) 検査結果票は、検査後2年間保存するものとし、事後焼却すること。

第6 通報

指導者及び上級指導者は、検査の実施状況を運転適性検査実施状況通報書（様式第10号）により、指定自動車教習所にあつては4半期毎に、その他民間事業場等にあつては半年毎に本部長に通報するものとする。

様式第 1 号

<p>運転適性検査指導者資格確認申出書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>岩手県警察本部長 殿</p>		
<p>申出者（事業所名）</p>		
<p>下記の者について、運転適性検査指導者の資格について確認方申出します。</p>		
<p>確認を受けようとする者の住所、氏名</p>	<p>住 所</p>	
	<p>氏 名</p>	
	<p>生年月日</p>	<p>年 月 日生</p>
<p>最 終 学 歴</p>		
<p>就 業 歴</p>		
<p>摘 要</p>		

備考 1 欄は記入しないでください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 2 号

<p>運転適性検査指導者資格者証交付申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">申出者 氏 名 印</p>		
<p>氏名、生 年 月 日</p>	<p>ふりがな 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生(歳)</p>	
<p>住 所</p>	<p>〒</p>	
<p>勤務先</p>	<p>会社、事業所</p>	
	<p>所 在 地</p>	
	<p>職 名</p>	
<p>運転適性検査・指導者 資格者証交付申出事由</p>		

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第

号

運転適性検査指導者資格者証

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、「警察庁方式運転適性検査」の検査指導者として適格者であることを証明する。

年 月 日

岩手県警察本部長 印

様式第 5 号

<p>上級運転適性検査指導者資格確認申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: center;">申出者（事業所名）</p> <p>下記の者について、上級運転適性検査指導者教養等受講資格について確認方申出します。</p>		
<p>確認を受けようとする者の住所、氏名</p>	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
最 終 学 歴		
運 転 適 性 検 査 業 務 経 歴		
摘 要		

備考 1 欄は記入しないでください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 6 号

<p>上級運転適性検査指導者資格者証交付申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">申出者 氏 名 印</p>	
<p>氏名、生 年 月 日</p>	<p>ふりがな 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生(歳)</p>
<p>住 所</p>	<p>〒</p>
<p>勤務先</p>	<p>会社、事業所</p>
	<p>所 在 地</p>
	<p>職 名</p>
<p>運転適性検査・指導者 資格者証交付申出事由</p>	

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第

号

上級運転適性検査指導者資格者証

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、上級運転適性検査指導者として適格者であることを証明する。

年 月 日

岩手県警察本部長 印

運転適性検査実施状況通報書

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

事業所名

「警察庁方式運転適性検査」を 年 月 日から 年 月 日まで実施した状況は、下記のとおりであるから通報します。

実施件数						件
検査用紙	受入部数					部
	使用部数					部
	残部数					部
実施状況	総合判定	1	2	3	4	5
	人員					
	特異傾向者数					
	[総合判定で「劣る」とされた者の措置]					
	[特異傾向者に対する措置]					